

2023年（令和5年）5月31日

治療材料（眼鏡）取扱業者 各位

医療扶助における治療材料（眼鏡）の給付に係る見積書等の添付について（依頼）

平素より当市生活保護行政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。
ます。

先般、生活保護受給者に対する眼鏡の給付について、取扱業者における店頭販売価格よりも高く、医療扶助の限度額に近い額で、福祉事務所に治療材料費用が請求される事案が発生しました。

この事案を受け、眼鏡の給付時には「店頭販売価格」の分かる見積書（所要経費の内訳が分かるもの等）を「要否意見書」に添付し、福祉事務所に提出することについて、取扱業者へ周知を行うよう令和5年5月31日付で厚生労働省から各福祉事務所に対し通知がありました。

つきましては、今後、「要否意見書」の提出時には「店頭販売価格」の分かる見積書等を添付の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

適正な医療扶助の執行のため、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

以 上

事務担当

藤沢市 生活援護課 医療担当

社援保発 0531 第 1 号
令和 5 年 5 月 31 日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

医療扶助における治療材料（眼鏡）の給付に係る
取組の徹底について（依頼）

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）の医療扶助における治療材料の給付については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日付け社発第 727 号厚生省社会局長通知）（以下「医療扶助運営要領」という。）等に基づき実施されている。

先般、生活保護受給者に対する眼鏡の給付について、取扱業者における店頭販売価格よりも高く、医療扶助の限度額に近い額で、福祉事務所に治療材料費用が請求されるという不適切な事案が発生した。

これまでも、医療扶助における眼鏡の給付に当たっては、医療扶助運営要領において、要保護者より提出のあった給付可否意見書（治療材料）の記載に疑問がある場合には、記載した取扱業者に照会することとし、所要経費が適当でないと認められる場合には他の取扱業者にも照会して適正な給付を行うこととしており、全国会議の機会においてもこうした取扱いを周知したところである。

一方で、今回の事案では、取扱業者が一般の販売価格より高い価格で請求し、過大な請求額のまま眼鏡の給付が行われ、取扱業者が示す価格が適当であるか否かを確認するといった運用方法に課題があったと考えられる。

これを踏まえ、医療扶助における眼鏡の給付に当たって、取組における留意点を下記のとおり示すので、改めて、適切な運用を徹底するよう、管内福祉事務所等に対して周知されたい。

記

治療材料（眼鏡）の適正な給付への対応について

（１）現行の治療材料（眼鏡）の給付における取扱いの徹底

治療材料（眼鏡）の給付に当たっては、福祉事務所は、医療扶助運営要領に基づき、被保護者から提出のあった「給付可否意見書（治療材料）」（以下「可否意見書」という。）の記載に疑問がある場合には、それぞれの記載者に照会し、所要経費が適当でないと認められる場合には他の取扱業者に照会して適正な給付を行うこととされている。

全国会議の機会においてもこうした取扱いを周知したところであるが、改めて、本取扱いを徹底すること。

（２）要保護者に対する「店頭販売価格」の記載に係る周知及び取扱業者に対する確認

福祉事務所は、医療扶助運営要領に基づき、治療材料（眼鏡）の給付につき申請があった場合、必要事項を記載した「可否意見書」を要保護者に交付し、すみやかに指定医療機関及び取扱業者において所要事項の記入を受け、福祉事務所に提出するよう指導することとされている。

今回の事案を受け、福祉事務所は、上記に基づき要保護者に対して「可否意見書」を交付する際、取扱業者が記載する所要経費の金額は「店頭販売価格」を記載するものであること、また、原則として、取扱業者から「店頭販売価格」の分かる見積書（所要経費の内訳が分かるもの等）を「可否意見書」に添付し、福祉事務所に提出することについて、周知を行うこと。

また、福祉事務所は、要保護者より「可否意見書」の提出があった場合、取扱業者が記載した所要経費が「店頭販売価格」となっているか等を要保護者に確認すること。なお、要保護者からの「店頭販売価格」であることの確認が困難である場合等には、必要に応じて、取扱業者に照会を行い、当該所要経費が適当な価格であることを確認すること。